

宜野湾市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年11月17日

宜野湾市監査委員 宮 城 豊 信

宜野湾市監査委員 山 城 康 弘

監 査 の 種 類 令和4年度第3期定期監査

措置を講じた部等 健康推進部
・介護長寿課
・健康増進課

監 査 の 期 間 令和4年9月1日から令和4年10月31日

監査の結果及び措置の内容

○介護長寿課

項 目	指 摘 事 項	措 置 状 況
見守り自動販売機運営委託事業委託契約	既済部分（第1回・9月分）支払いの検査調書は作成されているものの、給付の完了に基づく検査調書の作成がされていない。市財務規則第127条に則り適正な事務処理に努められたい。	今後は財務規則に則り、支払いごとに検査調書を作成し、適正な事務処理に努めてまいります。

○健康増進課

項 目	指 摘 事 項	措 置 状 況
健（検）診情報連携システム整備に係るシステム改修業務委託契約	当該委託業務に係る契約について、契約書に定める提出書類が不備となっている。適正な事務処理に努められたい。	今後は、契約条項に則り適切な事務処理に努めて参ります。
健（検）診結果等の様式の標準化整備に係るシステム改修業務委託契約	当該委託業務に係る契約について、契約書に定める提出書類が不備となっている。適正な事務処理に努められたい。	今後は、契約条項に則り適切な事務処理に努めて参ります。